



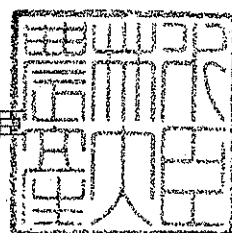
資料 3

2.1 経営第 6 5 9 3 号

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣



諮 問

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第 4 条第 2 項の金額の算定に関する省令（平成 1 8 年農林水産省令第 7 2 号）の一部を改正することについて、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 1 8 年法律第 8 8 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。